

4. 二人の門出をヨーグルトで乾杯する事業

シティプロモーションの推進とふるさと回帰の機会づくり、そして地域産業の活性化を図るため、日本国内で開催される結婚披露宴で、乾杯用に使用される「ヨーグルト」の費用を予算の範囲内で市が負担します。

【対象者】

事業の対象者となる要件は、新郎または新婦が小美玉市にお住まいの方又は小美玉市に勤務されている方とします。また、婚姻のために市外に転出した場合は、小美玉市にお住まいの方と同等に取り扱いさせていただきます。

【事業の要件】

事業の対象となるためには、以下をご了承いただく事が必要です。

(1) 披露宴開催時に、「小美玉市」や「乳製品で乾杯を推進する条例」の紹介を行なうこと。

(2) 乳製品で乾杯をした記念写真を、必ず実績報告時に提出することを了承できること。また、その記念写真を市の広報等に使用する事を了承できること。

【事業の申請】

申請する場合は、結婚披露宴の開催予定日の 30 日前までに、申請書と出席予定者の氏名を記載した名簿（座席表の写しも可）を市に提出していただきます。

【事業の決定】

市は提出された申請書を審査のうえ、事業実施の可否を決定し、事業実施決定通知書を発送します。また、速やかに市内協力企業にヨーグルトを発注し、申請のあった結婚披露宴の前日までに、会場へ届くよう手配をします。

【実績報告】

申請者は、結婚披露宴を開催した日から起算して 30 日以内に、事業実績報告書と記念写真（乾杯風景及び出席状況が分かる全景写真）を市に提出していただき、事業完了となります。



◇問い合わせ先

企画財政部 企画調整課 磯部・伊藤
Tel.0299-48-1111 (内線 1233)